一六三　カンボジア王国政府に対する贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件　二〇　五
一六四　国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件　二〇　89　四
一六五　サイバー犯罪に関する条約へのフィリピン共和国の加入に関する件　二四　一
一六六　円借款の供与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件　二五　二
一六七　税関監視艇の贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件　二七　三
一六八　円借款の供与に関する日本国政府とイラク共和国政府との間の二の書簡の交換に関する件　二六　四
一六九　国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件　二七　94　一一
○財務省
九四　国債の金利スワップ取引に係る基本的な契約を締結した件の一部を改正する件　二　四
九五　財政投融資特別会計における金利スワップ取引に係る基本的な契約を締結した件の一部を改正する件　二　四
九六―九九　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　五77　二
一〇〇　国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示　五77　四
一〇一　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　五77　五
一〇二―一〇九　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　一〇80　五
一一〇　国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　一〇80　一一
一一一―一一三　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　一〇80　一一
一一四　中華人民共和国産電解二酸化マンガンに係る関税定率法第八条第二十七項に規定する調査開始の件　一八　一
一一五　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十九年度の初日から平成三十年三月三十一日までの輸入数量を告示する件　二七　五
一一六　平成二十九年度の初日から平成三十年三月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を告示する件　二七　六
一一七　平成二十九年度の初日から平成三十年三月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件　二七　六
一一八　平成二十九年度の初日から平成三十年三月三十一日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。）の各輸入数量を告示する件　二七　六
○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省
八　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第二条第六項の規定に基づき主務大臣が指定する保管施設を指定した件　二　四
○財務省、農林水産省
五　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　一八　三
○財務省、農林水産省、経済産業省
四　株式会社日本政策金融公庫法第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件　一六　六
五　株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定めた件　二〇　89　五
○国税庁
一二　国税庁の保有する個人情報の開示請求に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件　一八　四
一三　国税庁の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件　一八　四
一四　国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第三項、法人税法施行規則第三十六条の三の二第六項及び第三十七条の十五の二第六項、地方法人税法施行規則第八条第六項並びに消費税法施行規則第二十三条の二第五項の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式を定める件　二七　94　一二
○文部科学省
六九　幼稚園教員資格認定試験を受けることができる資格を定める件　二六　四